

livedoor レンタルサーバ ドメイン利用約款

第1条(約款の適用)

1. 「livedoor レンタルサーバ ドメイン登録サービス約款」(以下、「本約款」といいます。)は、株式会社ライブドア(以下、「当社」といいます。)が提供するインターネットドメイン名登録サービス「livedoor レンタルサーバ ドメイン」(以下、「本サービス」といいます。)を利用する法人及び個人と当社との関係を定めるものとします。
2. 本約款は、本サービスの利用に関して生じる全ての事項に適用されるものとします。
3. 当社が、登録者に対して発する第3条所定の通知は本約款の一部を構成するものとします。
4. 本約款に規定しない事項については、当社が別途定める「livedoor レンタルサーバ利用約款」(2008年4月1日制定・施行)の規定に従うものとします。

第2条(定義)

「レジストリ」	IPアドレス及び関連データに対応する1件又は複数ドメイン名のデータベース、及びその管理の義務を負う個人又は法人を指すものとします。
「レジストラ」	ドメイン名の登録者とレジストリの仲立ちを行う個人又は法人であって、レジストリのデータベースに対してドメイン名の登録を行う者を指すものとします(汎用JPDメイン名登録サービスにおける「指定事業者」を含むものとします。)
「レジストリ契約」	レジストリ契約とは、レジストラと各レジストリ間で締結しているレジストリ・レジストラ間の契約(Registry-Registrar Agreement)を指すものとします。レジストラはレジストリ契約を結ぶことにより、レジストリのデータベースに直接ドメイン情報を登録する事ができるものとします。
「指定事業者」	株式会社日本レジストリサービス(JPRS)が契約に基づき認定した「JPDメイン名登録申請やDNS登録申請などの取り次ぎを行う事業者」を指すものとします。
「ドメイン名」	.com .net .org等のトップレベルドメインに続く、第2・第3レベルドメインを指すものとします。
「登録情報」	登録の際に登録者より提供される情報を指すものとします。
「登録者」	本サービスを利用する個人又は法人を指し、当該ドメイン名を保有する権限を持つ者とします。
「担当者」	「登録情報」に管理担当者、経理担当者、技術担当者として記載される者を指すものとします。

「管理担当者」	「登録情報」に記載される当該ドメイン名の管理を担当する者とします。
「利用料」	本サービスの対価としての新規登録料及び更新料その他の費用を指すものとします。
「UDRP」	UDRP(「統一ドメイン名紛争処理方針」[Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy])とは、第6条に定義されるICANNが採択したものであり、登録者によって登録されたドメイン名の登録及び使用に起因する登録者と第三者の間の紛争処理に関する約款を定めたものです。このUDRPは、すべてのICANN認定レジストラが登録サービスを行う際に採用するよう義務づけられている方針とします。
「RDRP」	RDRP (The Restrictions Dispute-Resolution Policy)とは、登録者が.bizドメイン名を商用利用目的として使用していないときに、申立人が利用できる紛争処理方針です。

第3条 (約款の変更)

1. 当社は、登録者の了解を得ることなく本約款を変更することができるものとします。この場合、本サービスの利用条件は、変更後の本約款によるものとします。
2. 変更後の本約款は、当社が別途定める場合を除き、当社のWebサイト上のいずれかに表示した時点より、効力を生じるものとします。

第4条 (当社からの通知)

1. 当社は、当社のWebサイト上での掲示や電子メールの送付、その他当社が適当と判断する方法により、随時必要な事項を通知するものとします。
2. 前項の通知は、当社が当該通知を当社のWebサイト上で行う場合はWebサイト上に掲示した時点より、電子メールで行う場合は電子メールが到達した時点より効力を発するものとします。なお、当該「到達」とは、当社が送信した電子メールが、登録者がアクセス可能なサーバー内に着信したこととします。当該到達の定義は、本約款内に規定される全ての当社から登録者に対する電子メールによる通知の規定に適用されるものとします。

第5条 (約款の遵守)

登録者の皆様は、本約款に同意の上、ご理解いただいた上で、本約款に基づき申請・登録されたものとして、本約款の規定に従うものとします。

第6条 (運営)

当社は、Internet Corporation for Assigned Names and Numbers (以下、「ICANN」といいます。)の認定を受けたレジストラであり、.com .netのレジストリであるVeriSign Global Registry Services, Inc. (以下、「VeriSign」といいます。)からライセンスを供与され、また、その他トップレベ

ルドメインのレジストリからライセンスを供与された正式なレジストラであり、本サービスは、それらのレジストリが定める規則に基づき運営されるものとします。

第7条(「JPDメイン名登録サービス」に関する特則)

1. 本サービスの一環として行うJPDメイン名登録サービスについては、当社は、JPDメイン名のレジストリであるJPRSとの契約により、JPDメイン名登録申請等の取次に関する業務を受託した正式な指定事業者であり、JPDメイン名登録サービスは、JPRSが定める規則に基づき運営されるものとします。
2. 本条でいうJPDメイン名とは、「汎用JPDメイン名」「属性型ドメイン名」を指すものとします。
3. JPDメイン名登録サービスにおいて、「申請者」とはJPDメイン名の登録等を申請する者となります。
4. JPDメイン名登録サービスにおいて、申請者及び登録者の資格を有する者は、以下に挙げる者となります。
 - (1) 汎用JPDメイン名
 - (a) 日本国内に住所を有する個人
 - (b) 日本国内に本店・主たる事務所・支店・支所・営業所、その他これに準じる常設の場所を有する法人その他の団体
 - (2) 属性型JPDメイン名
属性型JPDメイン名の取得に必要な資格は、取得する属性により異なるものとします。詳細は当社ウェブ上に記載されている内容をご確認ください。
5. 汎用JPDメイン名の登録などに関する規則は、JPRSの定める規則に従うものとし、ドメイン名の紛争処理や本条に記載のない事項については、本約款に従うものとします。
6. JPDメイン名登録サービスにおいて1つの登録者が登録可能なドメイン名の個数は以下のとおりとなります。
 - (1) 汎用JPDメイン名については、無制限
 - (2) 属性型JPについては1つの組織で1つのドメイン名が登録可能(ただし、ne.jpについては1サービスごとに1つのドメイン名を登録可能)

第8条(「.bizドメイン名登録サービス」に関する特則)

1. .bizドメイン名登録サービスについては、当社はICANNにより認定を受け、.bizドメイン名のレジストリであるNeuLevel,Inc.(以下、「NeuLevel」といいます。)との契約により、.bizドメイン名登録申請等の取次に関する業務を受託した正式なレジストラであり、.bizドメイン名登録サービスは、レジストリが定める規則に基づき運営されるものとします。
2. .bizドメイン名登録サービスにおいて、「申請者」とは、.bizドメイン名の登録等を申請する者となります。
3. 登録者及び申請者は、以下の各号に従う必要があるものとします。

- (1) bizドメイン名登録サービス申請者は、商用利用に限定してドメイン名を使用することが可能であり、非商用利用、報酬目的の売買、交換、賃貸することはできないものとします。また、それらを持ちかけることもできないものとします。
 - (2) 登録されたドメイン名が、登録者の営む事業あるいは登録者が意図した商用目的と合理的な関係を有することを必要とします。
4. .bizドメイン名の紛争処理には「UDRP」のほか、「RDRP」が適用されます。

第9条(「.infoドメイン名登録サービス」に関する特則)

1. .infoドメイン名登録サービスについては、当社はICANNにより認定を受け、.infoドメイン名のレジストリであるAfilias Limited. (以下、「Afilias」といいます。)との契約により、.infoドメイン名登録申請等の取次に関する業務を受託した正式なレジストラであり、.infoドメイン名登録サービスは、かかる契約に基づき運営されるものとします。
2. .infoドメイン名の登録者及び申請者は本条の規定に従う必要があるものとします。

第10条(「WHOIS情報代行サービス」に関する特則)

1. 当社は、WHOIS情報代行サービスを利用する利用者のドメイン名に対して、WHOISの問い合わせが行われた場合、当社の情報が表示されるようにドメイン名の登録情報を変更します。
2. WHOIS情報代行サービスの利用者は、以下の各号に同意するものとします。
 - (1) 設定可能なドメイン名の種類は当社が定めることが出来るものとします
 - (2) WHOIS情報代行サービスは、利用者の個人情報インターネットに流出しない事を補償するサービスではありません
 - (3) ドメイン名の権利・義務等は登録者本人に帰属します
 - (4) ICANN、ICANNに関連する組織からの指示により、WHOIS情報代行サービスを予告なく中止する場合があります
 - (5) WHOIS情報代行利用者の管理するドメイン名によるスパム行為、本規約第17条に抵触する行為が発見された場合、もしくは抵触する恐れがあると当社が判断した場合、当社は、直ちにWHOIS情報代行サービスの停止を行い、ドメイン名の登録者情報を第三者に開示する場合があります

第11条(利用料金)

1. 登録者は、本サービスの対価として、当社が別途定める利用料金表に従い、また当社が定める方法及び期間に従い、利用料の全てを支払うものとします。
2. 当社は、いかなる場合でも登録者より利用料金等の支払いが確認されない限り、登録手続及び更新手続を行わず、それに関わる業務を行わないものとします。
3. 当社は、登録者より当社に対し更新期日までに利用料が支払われない場合は、登録を抹消するものとします。登録者は、登録抹消に関して当社を免責することに同意するものとします。

4. 本条第1項に従い登録者より当社に支払われた利用料金は、いかなる理由でも返金はしないものとします。
5. 当社は、利用料金を予告なく変更することができ、利用料金を変更した場合、本サービスのホームページにて告知するものとします。登録者がかかる告知を了知していなかったとしても、利用料金の効力には影響しないものとします。

第12条(ドメイン名紛争処理方針)

1. 登録者は、ICANNにより義務付けられたUDRPに従い、本サービスによって登録されたドメイン名に関するあらゆる紛争を処理することに同意するものとします。
2. ドメイン名に関する紛争が第三者との間で発生した場合、登録者はUDRPで定められた内容に従ってその全ての責任を負い、当社に損害が発生した場合には、その全ての損害に対し直ちに補償を行い、かつ当社が免責されることに同意するものとします。

第13条(法令等の優先適用)

本約款に適用されるレジストリ契約、並びにICANN、Verisign GRS、その他のレジストリが今後随時採用するドメイン名に対する指針、方針、その他の取決め、JPNICの定めるドメイン名登録等に関する規則類は、それらの規則類が強制力をもち、当社が本サービスを提供するにあたり、それらの規則類に従わざるを得ない限りにおいて、本約款より優先するものとします。

第14条(登録期間の固定及び登録更新手続)

1. 本サービスの登録期間は、登録者が登録時に選択した期間とし、かかる期間内に更新がなされた場合のみ登録者の選択による期間毎に更新されるものとします。なお、いずれの期間も登録後の変更はできないものとします。
2. 登録者が登録の更新を希望する場合、当社の定めるところに従い、かかる期間内に所定の手続を行うものとし、更新手続がとられない場合、当社は登録の更新を行わないものとします。
3. 登録者は、かかる日時までに所定の登録更新手続が行われない場合、登録は自動的に廃止となります。この際、当社は、登録の廃止を防止する義務及び登録を更新する義務を負わないものとします。
4. 登録者は、第1項に定める登録期間の中であっても、別途当社が定める書類を用いた手続を経ることで、登録の廃止を行うことができます。登録の廃止が行われた場合、登録期間は廃止手続の完了日をもって終了するものとします。

第15条(登録及び変更)

登録者は、ドメイン名の登録及び変更について、以下の各号に同意するものとします。

- (1) 登録したドメイン名の変更はできないこと
- (2) パスワードなどの管理責任は、管理担当者の責任において行われること

- (3) ホームページ上での登録情報の変更は、登録者及び管理担当者の責任において行われること
- (4) 登録者及び管理担当者による登録情報変更の処理中に発生した事故及び損害などについて当社が免責されること
- (5) 登録者の登録情報が不正確又は不十分であった場合、必要書類の提出不可など、登録者の責めに帰すべき事由に基づき登録情報を変更できない場合には、これに基づき発生した損害に対しては当社に責任はないものとする
- (6) 登録者変更に必要な提出書類の取得及びそれに関する費用を負担すること
- (7) 当社からの連絡は、すべて当社のホームページで指定する所定の方法によること
- (8) 登録されている連絡先が有効でないために、当社からの連絡が到達しないことの原因が登録者の責めに帰すべき事由による場合、その不到達に起因して発生した損害については当社が責任を負わないものとする
- (9) 登録者の変更を行う際、当社が定める所定の書類及び方法に従うものとし、当社は法的書類の提出などの要求をすることができるものとする

第16条(登録情報の更新等)

1. 当社は、登録者に対して最新の登録情報及びその他の情報の提供を要求する場合があります、登録者はこれらの要求に対し、事実と反しない情報を、当社の定める方法により、速やかに提供するものとします。
2. 登録者が当社からの登録情報の問い合わせに対して20日を経過しても回答を行わない場合、当社は該当ドメイン名の使用停止や登録の抹消を任意に行うことができるものとします。
3. 登録者はICANN契約などに従い登録情報が公的に利用されることに同意し、かかる利用に関連して行われる要請に従うことに同意するものとします。
4. 当社が提供を求める登録情報に登録者本人以外の第三者の個人情報が含まれる場合、当社は登録者が該当する第三者に対して通知を行うよう求めることができるものとします。

第17条(登録抹消及び使用制限)

当社は、ドメイン名が法令やICANN契約などの諸契約などに違反していると合理的に判断した場合、該当ドメイン名に対し、登録申請の拒否、登録の取り消しや使用の制限などの措置を行うことができるものとします。また、その決定について詳細を開示することを拒否できるものとします。

第18条(代理人を通じた登録及び使用権)

1. 登録者のドメイン名が他の代行業者などによって登録された場合も、登録者本人は、本約款などに定められた一切の条件に拘束されることに同意するものとします。
2. 登録者がドメイン名の使用を第三者に許諾した場合であっても、登録者はドメイン名の保有

者として本約款などが定める義務に対して一切の責任を負うものとします。

第19条(免責)

1. 当社は、登録者に対し、当社の故意・過失の有無を問わず、以下の事項を起因として登録者に発生した損失、損害、その他について責任を負わないものとし、登録者はこれに同意するものとします。
 - (1) ドメイン名の使用・登録の消失
 - (2) 本サービスの廃止・中断・遅延
 - (3) レジストリサービスの廃止・中断・遅延
 - (4) レジストリの管理するサーバーを含むシステムの不具合、あるいは誤作動
 - (5) 本サービスのシステムの不具合、あるいは誤作動
 - (6) 第三者による登録情報データベースへの進入による登録情報消失・漏洩
2. 本約款に特に定めるほか、当社は、当社に故意又は重大な過失のない限り、本サービスの利用に際して登録者がこうむった損害又は損失に対して、一切の責任を負わないものとします。
3. いかなる場合においても、当社の責任の範囲は、当該損害発生日から起算して、過去1年間以内に登録者がドメイン名の登録及びその維持のために当社に支払った合計金額を超えないものとします。

第20条(補償)

本サービスにおいて、登録者が当社並びにICANN、レジストリに対して何らかの損失を発生させた場合、登録者はこれらの費用、損失、損害を直ちに全額補償し、当社を免責することに同意するものとします。

第21条(表明及び保証)

1. 登録者は、本サービスの登録にあたり登録者から提供されるすべての情報が正確であること、また登録情報に含まれる第三者の個人情報の使用や本約款に基づいた開示などに対して、該当する第三者からの完全な同意を得ていることを表明かつ保証するものとします。
2. 当社は、本サービスに対して完全性、確実性など、いかなる保証も行わないものとします。

第22条(違反及び取消)

1. 登録者が本約款及びUDRPを含む本サービスで定められた約款などに違反していることを当社が発見した場合、該当する登録者へ30日以内に違反の是正を求め、該当登録者がこれに従わない場合は、該当ドメイン名の登録を取り消すことがあるものとします。
2. 行政機関、裁判所などの公共機関から本サービスを通じて取得、あるいは取得申請を行ったドメイン名に対して使用停止、登録抹消を求める命令、判決その他の意思決定を受けた場合、該当ドメイン名の登録拒否、使用停止、登録抹消などの措置を行うことがあるものとします。

第23条（本サービス提供の中断）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービスの提供を一時的に中止することがあるものとします。その中止により生じた登録者の損害全てに対し、当社はいかなる責任も負わないものとします。

- (1) 本サービス用設備の保守又は工事のため、やむを得ない場合
- (2) 本サービス用設備に障害が発生し、やむを得ない場合
- (3) 第一種電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して電気通信サービスの利用が不能になった場合
- (4) その他、運用上又は技術上、当社が本サービスの一時的中断が必要と判断した場合

第24条（本サービスの終了）

1. 当社は、登録者に通知の上、登録者に対する本サービス及び本サービスの一部を終了することができるものとします。
2. 前項の通知は、当社のWebサイト上での掲示又は掲示板管理者への電子メールの送付によるものとし、その通知の効力は第4条の定めによるものとします。
3. 当社は第1項の方法による登録者に対する通知の後、本サービスを終了した場合には、登録者に対して、本サービスの終了に伴い生じる損害、損失、その他の費用の賠償、又は、補償を免れるものとします。

第25条（譲渡禁止等）

登録者は、登録者としての地位及び本約款上の権利・義務を譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第26条（準拠法）

本約款に関する準拠法は、日本法とします。

第27条（管轄裁判所）

登録者と当社は、本約款に関連する紛争について、その訴額に応じて、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

(附則)

2008年4月1日 制定・施行

2008年4月22日 改定

2009年10月2日 改定